

岩倉市建設工事成績評定結果における取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する建設工事の品質向上を図るため、岩倉市建設工事成績評定要領（平成25年6月1日施行）に基づき評定された結果を入札制度に活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(総合評価競争入札への活用)

第2条 総合評価競争入札における評価値の算定において、工事成績が優良な者については、その評定点に応じて加算をする。

2 前項の規定による加算の点数については、岩倉市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）において総合評価競争入札の案件ごとに定める。

(入札参加制限措置)

第3条 一般競争入札において、入札を公告した日の前年度に完成した工事（発注の際に求めた建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく業種区分（以下「業種区分」という。）が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。）の評定点の平均が60点未満の者は参加できないものとする。ただし、委員会で参加が適当と認めた場合は、この限りでない。

(指名見合せ)

第4条 評定点が60点未満の工事があったときは、会計管財課長は、速やかに委員会に報告するものとする。

2 評定点が60点未満の工事を施工した者については、委員会の決定を経て、次回の指名を見合わせるができる。

3 指名見合せは、当該指名見合せの原因となった業種区分のみを対象とし、他の業種区分の評定結果は対象としないものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。